

松尾直彦 著『金融商品取引法〔第2版〕』（2013年3月刊、第1刷）に誤りがありました。慎んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正していただきたくお願い申し上げます。

●59頁〔本文〕上から15～16行目

【誤】 従業員等持株会については、議決権 50%超の子会社・孫会社・曾孫会社の役員・従業員も含まれる（定義府令6条3項）。

↓

【正】 従業員等持株会については、議決権 50%超の子会社・孫会社の役員・従業員も含まれる（定義府令6条3項）。

（「曾孫会社」を削除）

●230頁〔本文〕第4節1(1)の7行目

【誤】 従前は実日数ベース（20日以上60日以上）で

↓

【正】 従前は実日数ベース（20日以上60日以下）で